



人がきらめき だれもが安心・安全に暮らせるまち

ごか

五霞町 広報

2014

10月号

No.790



主な内容

ワクチン接種の公費助成について.....2、3

10月1日メールマガジン配信スタート!.....4

五霞町コミュニティ交通愛称決定／五霞ふれあい
祭りでいいことしよう!.....5

平成25年度 一般会計、特別会計の決算.....6～9

五霞中学校 体育祭
(関連記事13ページ)



五霞町イメージキャラクター
「ごかりん」

ワクチン接種の公費助成について

～成人用肺炎球菌～

10月1日から、成人用肺炎球菌ワクチン接種の公費助成を実施します。

◆肺炎球菌について

肺炎球菌は肺炎の原因となる菌であり、肺炎のほかにも慢性気道感染症、中耳炎、副鼻腔炎、敗血症等を起こすことがあります。肺炎球菌による肺炎は、成人の肺炎の25%～40%を占め、特に高齢者や慢性疾患をお持ちの方は重篤化するおそれがあります。

◆接種スケジュール

- ・筋肉内または皮下注射で、1回接種です。
 - ・接種後5年間は効果が持続するとされており、毎年接種する必要はありません。
- ＊過去5年以内に接種したことがある方は、再接種により、接種部位の痛み、赤み、しこり等の副反応が強く出現することがあります。

◆助成対象者（平成27年3月31日まで）

五霞町に住所があり、接種日現在で下記の年齢に該当する方
ただし、いままでに肺炎球菌ワクチン（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）を接種された方は、対象外です。

①平成26年度に各年齢になる方

65歳	：昭和24年4月2日生～昭和25年4月1日生
70歳	：昭和19年4月2日生～昭和20年4月1日生
75歳	：昭和14年4月2日生～昭和15年4月1日生
80歳	：昭和 9年4月2日生～昭和10年4月1日生
85歳	：昭和 4年4月2日生～昭和 5年4月1日生
90歳	：大正13年4月2日生～大正 14年4月1日生
95歳	：大正 8年4月2日生～大正 9年4月1日生
100歳	：大正 3年4月2日生～大正 4年4月1日生
101歳以上	：大正3年4月1日以前の生まれ



②60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方（身体障害者手帳または医師の診断書が必要です。）

◆公費助成金額について

3,000円（1人につき生涯1回限りです。）

◆接種方法について

委託医療機関での個別接種となります。

委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。

＊委託医療機関以外で接種をした場合は、助成金の申請が必要です。接種前に確認願います。

◆予診票について

保健センターで発行します。

（健康保険証等の住所、氏名、生年月日が確認できるものをお持ちのうえ、保健センターにお越しください。）

～水痘（みずぼうそう）～

水痘（みずぼうそう）の予防接種が、10月1日から定期予防接種になり、公費で受けられるようになります。

◆対象者

- ①生後12か月から生後36か月にいたるまでの児（満1～2歳児）
- ②生後36か月から生後60か月にいたるまでの児（満3～4歳児）
ただし、②は平成27年3月31日(木)までの特例措置となります。

◆接種スケジュール

- ①1～2歳児・・・2回接種
 - 1回目・・・1歳～1歳3か月の間
 - 2回目・・・1回目終了から標準的には6月から12月までの間
- ②3～4歳児・・・1回接種
 - ①②ともに、すでに水痘（みずぼうそう）にかかったことがある方は対象外です。
 - また、すでにワクチンを接種された方は、残りの接種する回数分について、公費で受けることができます。

◆接種方法について

委託医療機関での個別接種となります。
委託医療機関については、保健センターまでお問い合わせください。
委託医療機関以外で接種をした場合は助成の対象となりませんので、事前に確認願います。

◆予診票について

*10月に満1歳の方には予診票を送付します。
その後は満1歳になった月に、予診票を送付いたします。
*満2～4歳の方で接種を希望される方は、母子健康手帳を持参し、保健センターにお越しください。
確認のうえ予診票を発行します。

◆接種を受ける際に持参するもの

予診票
母子健康手帳
健康保険証等の氏名、生年月日、住所が確認できるもの

問い合わせ先

健康福祉課 健康支援室（保健センター） ☎84-1910（直通）

10月1日メールマガジン配信スタート!

メールアドレスを登録していただくことによって、五霞町からの情報を携帯電話やインターネット接続されたパソコンへメール配信するサービスです。

パソコン向けメールマガジンに加え、携帯電話でもメールマガジンを受信できます。

配信内容

防災・防犯、子育て、イベント等の情報を配信します。

利用対象者

配信を希望する方で、事前に登録をされた方

利用できる機種

インターネットに接続しているパソコン、携帯電話（NTT ドコモ・KDDI au・ソフトバンク等）で受信できます。

受信料

登録及びメール受信に要する通信費などの費用は、利用者負担となります。
（パソコン／インターネット接続料金・携帯電話／メール1通あたり、1～3円程度）

登録

下記ホームページリンク「メールマガジン登録ページ」から手続きしてください。
2次元バーコードからの読み取りも可能です。メールが返信されますので、送信画面の案内にそって登録手続きをしてください。

https://www.town.goka.lg.jp/mm_pro/



ご注意

- ・配信される項目は、「配信項目の選択」で選択した情報のみが届きます。
- ・配信項目の変更や登録の解除 ⇒ 詳しくはホームページ (<http://www.town.goka.lg.jp/>) をご覧ください。ぜひご登録・ご活用ください。

町公式 Facebook・町公式 Twitter も始めました！
SNS による情報発信をさらに充実させていきますので、
ご注目ください。

○お問い合わせ
総務課 秘書広報 G
(84) 1111 内線 213

五霞町コミュニティ交通愛称決定

『ごかりん号』です。どうぞよろしくお願いします。

五霞町コミュニティ交通の愛称について、6月16日から7月31日までの間、五霞町在住・在勤の小学生以上を対象に募集を実施したところ、多くの方々からご応募いただきました。

ご応募いただいた作品については、五霞町コミュニティ交通愛称選定委員会で審査し、『ごかりん号』が採用作品となりました。

◎応募者数 238名

◎応募作品数 169作品（重複ありのため）

◎採用作品『ごかりん号』応募者（同作品13名）

五霞東小 5年 大久保優子さん

五霞中学校 1年 上原慎太郎さん

五霞中学校 1年 織原 由佳さん

五霞中学校 1年 藤城 陸さん

五霞中学校 1年 武藤 萌香さん

五霞中学校 2年 神谷 淑佳さん

山王山在住 森 恵子さん

五霞東小 5年 織原 万実さん

五霞中学校 1年 小野寺詩織さん

五霞中学校 1年 鈴木 彩世さん

五霞中学校 1年 宝珠戸結花さん

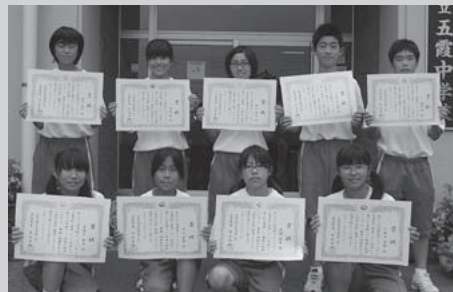
五霞中学校 1年 山口 実夢さん

五霞中学校 2年 篠崎 葵さん



◎次点『ごかりんバス』（同作品17名）

『ごかりん号』は10月1日からルート・ダイヤ改正です。詳しくは、ごかりん号マップ&時刻表をご覧ください。



11/9(日)
In五霞中学校

第9回 五霞ふれあい祭り

五霞町の秋を彩る食の祭典「五霞ふれあい祭り」が11月9日(日)に開催されます。

五霞ふれあい祭りは、企画を行う実行委員のアイデアやパワーがぎっしり詰まった手作りのイベントで、五霞町で1番大きなイベントです。あなたも五霞ふれあい祭りで「五霞町を元気にする」「いろいろな人とのふれあいを大切にする」身近ないいこと（プチボランティア）してみませんか？

一緒に来場者を楽しませたい方、お待ちしております！

【1日プチボラ】11/9(日)午前7時～午後4時

- ・体験ブースなどでお手伝い
- ・ごかりんや他のゆるキャラのお手伝い

※みんなで交代しながらのんびりやります。

【半日プチボラ】11/8(土)午前9時～（約3時間）

- ・前日の準備お手伝い

**みんなで楽しく
プチボラしよう！**

ちから仕事はないよ。

おとなもこどもも

みんな一緒に楽しもう！

プチ参加賞もあるよ～！



プチボランティアで楽しく活動したい方は、10月26日(日)までにEメールまたは電話にて

①コース名（1日プチボラ・半日プチボラ）、②お名前、③連絡先（Eメールまたは電話番号）をご連絡ください。

○ご連絡・お問い合わせ：五霞ふれあい祭り運営委員会 ☎（84）1111（内線223）

Eメール：kikaku@town.goka.lg.jp

（事務局：政策財務課 政策G 堀山、内田）



五霞ふれあい祭り

平成25年度 一般会計決算の 概要

歳入決算額

41億6,146万円

歳入

歳入決算額は、41億6,146万円で前年度決算額49億9,369万円に比べ16・7%（8億3,223万円）の減額となりました。歳入の主な特徴点として、町税は全体で20億円を超えたものの、

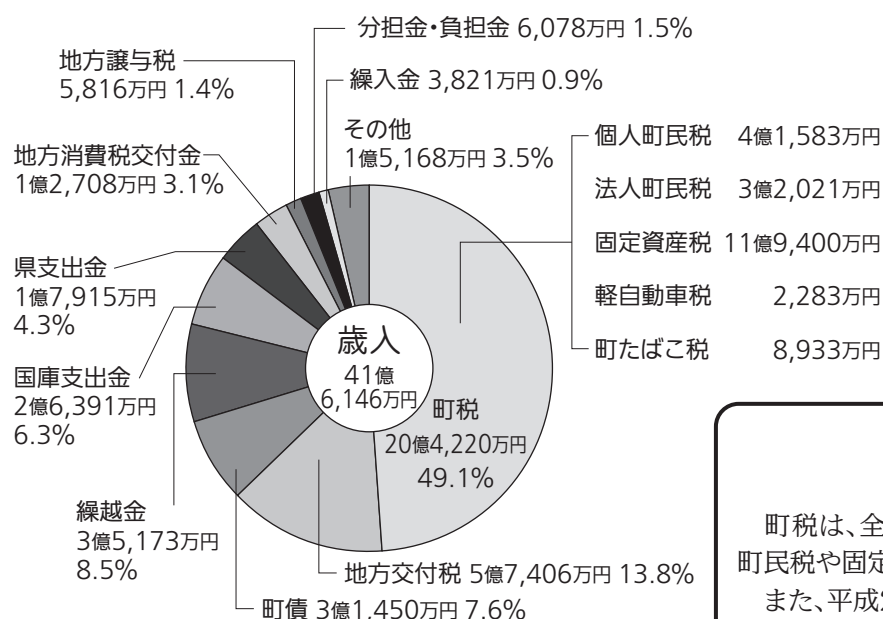
また、財政調整基金の取り崩しや地方債の繰上償還など、黒字要素や赤字要素を控除した実質単年度収支については、2億3,199万円となりました。

繰越額を控除した収支は、3億2,568万円で、当該年度だけの単年度収支は、3,008万円でした。

歳入総額41億6,146万円、歳出総額38億475万円で、歳入、歳出ともに前年度決算額を下回りました。

第3回定例町議会が9月8日から18日まで開会され、平成25年度一般会計及び特別会計決算の認定が可決されました。決算の概要は、次のとおりです。

町民税や固定資産税の減収により約3,500万円の減額になりました。また、地方交付税は前年度の法人税が増加したことにより約1,400万円の減額、県支出金で約7億3,000万円の減額、繰入金で2億8,000万円の減額になったことなどから、全体として大幅な減額になりました。



町税の推移

町税は、全体として20億円を超えましたが、法人町民税や固定資産税が昨年に比べ減少しました。

また、平成25年度の収納率は、96.2%で、県平均92.4%(速報値)よりも高いポイントになっています。

町では、今後も収納率の向上を目指して、自主財源の確保に努めます。

(単位: 億円)

	H21	H22	H23	H24	H25
個人町民税	4.6	4.2	4.1	4.2	4.2
法人町民税	2.1	4.1	3.0	3.3	3.2
固定資産税	13.0	13.4	13.1	12.2	11.9
その他	0.9	0.9	1.0	1.1	1.1
合計	20.6	22.6	21.2	20.8	20.4
収納率	96.0%	96.3%	96.2%	96.1%	96.2%

※国民健康保険税を除く。

●町民1世帯当たり月額換算すると (世帯 3,210世帯 平成26年3月31日現在)

収 入		支 出	
給 料 (町税)	53,017 円	食 費 (人件費)	20,260 円
パート収入 (使用料, 分担金等)	1,877 円	医療費 (扶助費)	12,902 円
預金引出し (繰入金)	992 円	ローン返済 (公債費)	12,286 円
前月からの繰越 (繰越金)	9,131 円	住宅増築工事 (普通建設事業費)	5,726 円
親からの援助 (交付税, 国庫支出金等)	31,996 円	生活費 (光熱水費, 物品購入費等)	14,602 円
ローン借入 (町債)	8,165 円	車検, 家の修繕費 (維持補修費)	13,646 円
雑収入 (寄付金, 財産収入等)	2,856 円	子供への仕送り (繰出金)	14,687 円
		貯 金 (積立金, 投資及び出資金, 貸付金等)	4,664 円
合 計	108,034 円	合 計	98,773 円



ふれあいセンター大規模修繕工事

主な普通建設事業費

◆一般会計

(単位:千円)

道路維持補修工事	96,358
ふれあいセンター大規模修繕工事	35,941
道の駅ごか建屋拡張工事	29,925
道の駅ごかリニューアル等工事	26,560
道路整備	9,345

歳出決算額

38億475万円

歳出

歳出決算額は、38億475万円で前年度決算額46億4,197万円の比18.0%（8億3,722万円）の減額となりました。

目的別歳出の主な特徴点として、民生費や基金管理に係る諸支出金などが増加したものの、総務費、衛生費、農林水産業費、公債費などが大きく減少したことから、全体として大幅な減額となりました。対前年度との比較では、総務費で町バス購入費の皆減や臨時特例により職員人件費が減少したことからの減額になりました。

民生費は、ふれあいセンターの大規模改修工事や国民健康保険特別会計への繰出金が増加したため増額となりました。

農林水産業費は、東日本大震災農業生産対策事業等補助金の皆減により大幅に減額になりました。

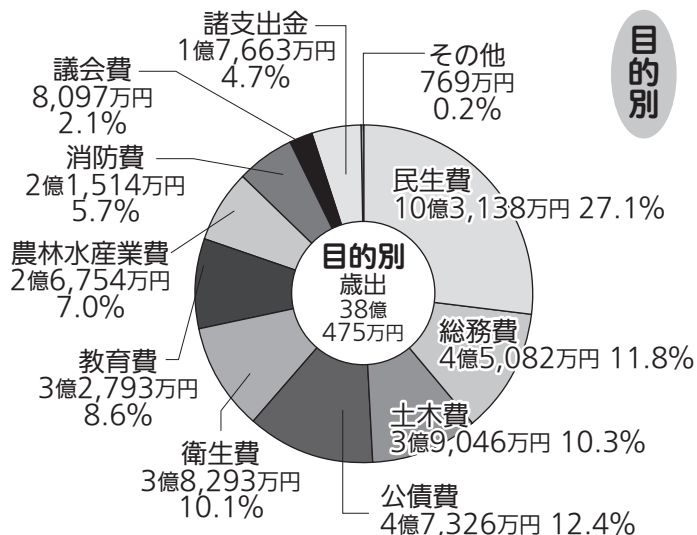
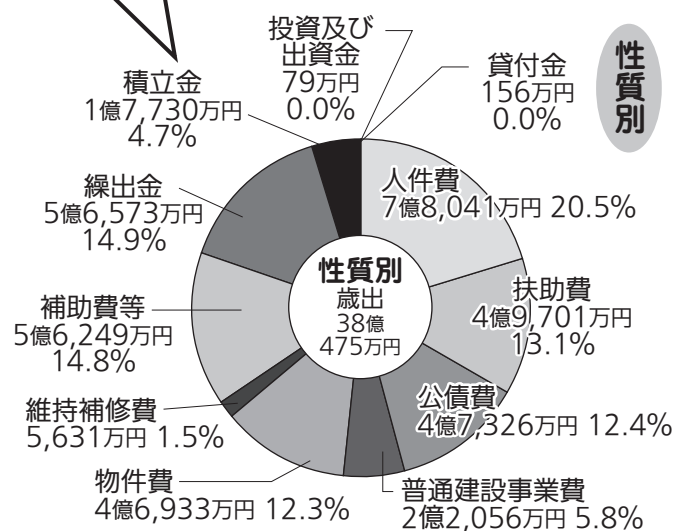
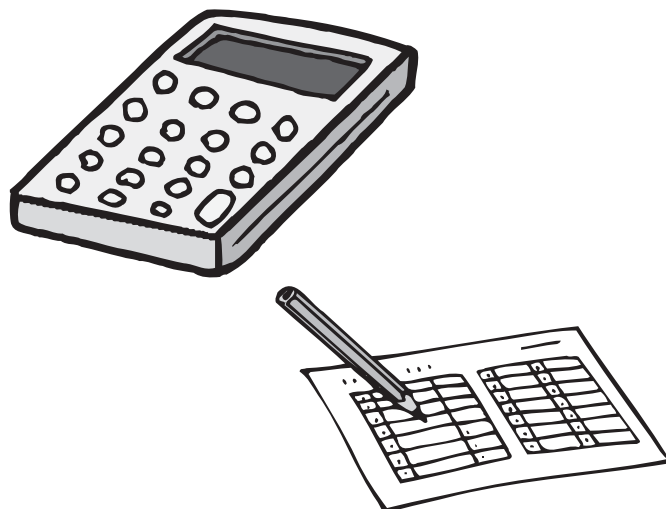
公債費は、前年度に実施した高金利地方債の繰上償還の減により減額となりました。

諸支出金は、財政調整基金への積立により増額となりました。

性質別歳出とは・・・

どのような性質の経費がどのくらい使われたのかを示しています。

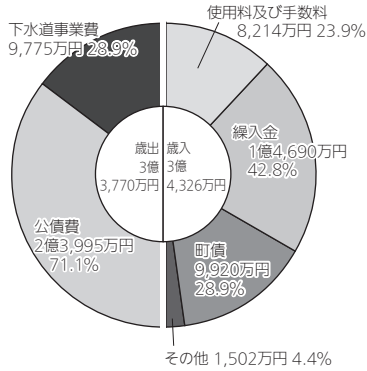
- 人件費…町長、職員の給与や議員報酬などです。
- 扶助費…児童、高齢者や障害者を支援するものです。
- 公債費…町が借りた地方債の返済(元利償還金)です。
- 普通建設事業費…道路や施設の整備にかかるものです。
- 物件費…消耗品費や委託料などです。
- 維持補修費…公共用施設の修繕費です。
- 補助費等…ごみ処理や消防などの負担金です。
- 積立金…特定の目的のために積み立てるものです。
- 繰出金…特別会計に支出される経費です。
- 投資及び出資金…県信用保証協会等への出資金です。
- 貸付金…高額療養費等への貸付金です。



平成25年度 特別会計決算の 概要

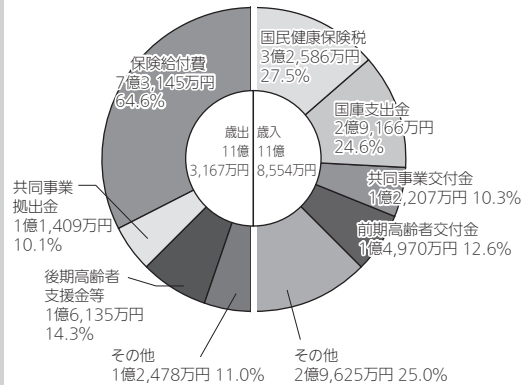
公共下水道事業特別会計

主に環境浄化センターの耐震実施設計業務及び維持管理業務などを実施しました。



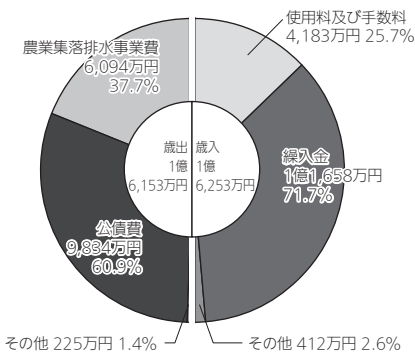
国民健康保険特別会計

医療費の伸びにより保険給付費が増加しました。



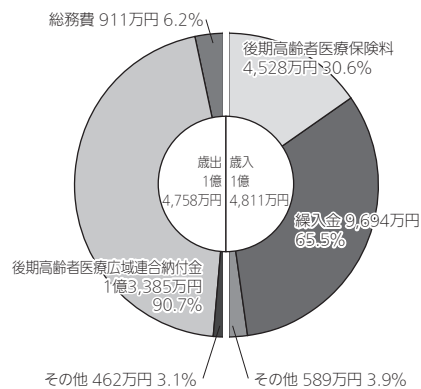
農業集落排水事業特別会計

主に堤防強化事業による管渠工事、各水処理センターの維持管理業務などを実施しました。



後期高齢者医療特別会計

前年度療養給付費負担金の確定に伴う返還金により一般会計への繰出を行ったため、歳入歳出ともに増加しました。

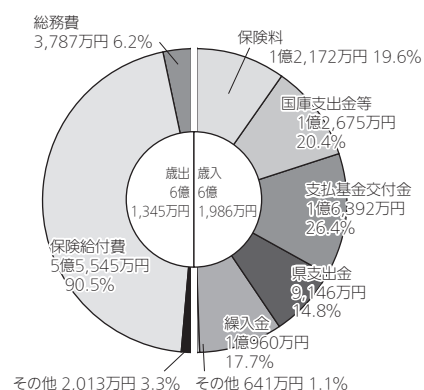


水道事業会計

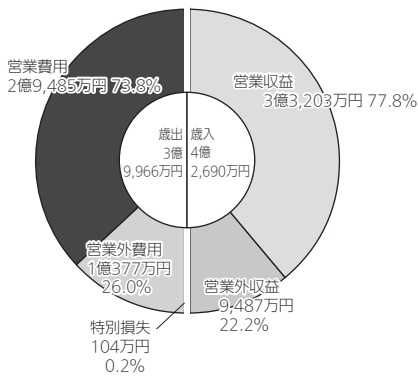
収益勘定では、歳入で料金収入が増加しましたが、一般会計からの補助金の減により全体として減少しました。歳出では支払利息額や消費税額が減少しました。また、資本勘定では、歳入で水道施設の一元化計画事業工事などに係る企業債が増加し、歳出で建設改良費・企業償還金が増加しました。

介護保険事業特別会計

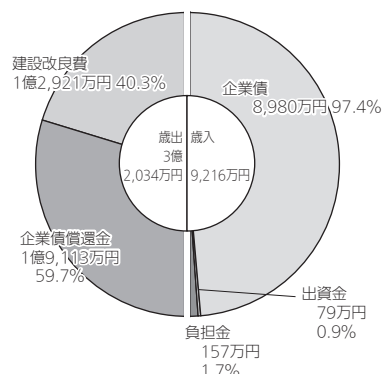
介護認定者が年々増加し、サービス利用者の増加により、保険給付費が増加しています。



(収益勘定)

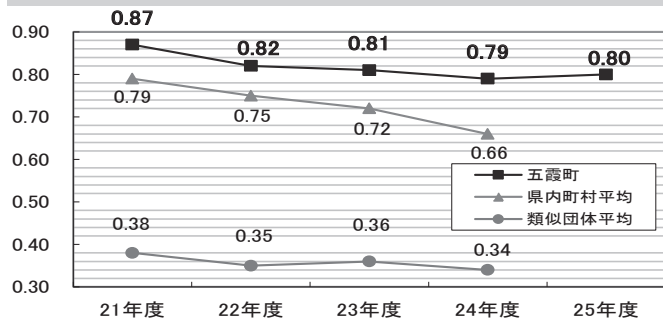


(資本勘定)



財政力指数(3ヵ年平均)

0.80

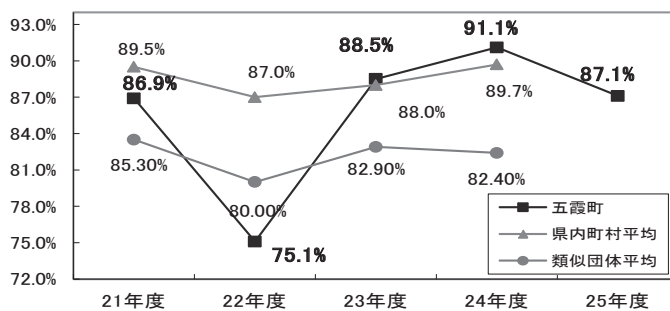


財政力を示す指標で、標準的な行政サービスを提供するのに必要な費用に対して、町税収入などがどれくらいの割合を占めているかを表したものです。

この値が高いほど地方交付税の依存度が低いといえ、また、1に近いか1を超えるほど財源に余裕があります。

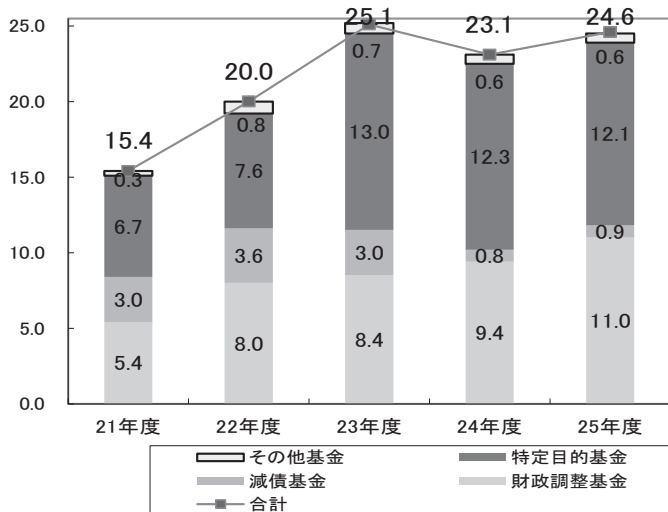
経常収支比率

87.1%

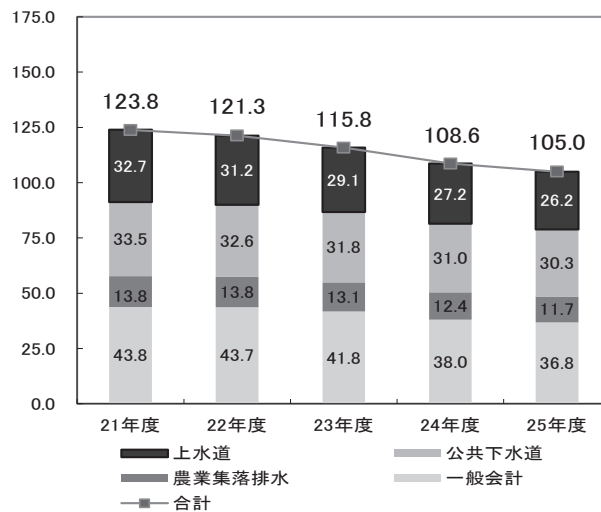


財政構造の弾力性を示す指標で、家庭でいうと、食費や電気・ガス・水道代、ローン返済など、きまって支出する生活費を毎月の給料で割ったものです。この比率が低いほど一般財源に余裕があり、新しい行政需要にも対応できることになります。

基金残高 24.6億円



町債残高 105.0億円



五霞町財政の健全化判断比率の報告について

財政健全化とは？

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率を報告するものです。この法律では、早期健全化と財政の再生及び公営企業の健全化を図るため、健全化判断比率と公営企業ごとの資金不足比率を公表し、財政危機を早期に是正することを目的としています。今回、平成25年度決算に係る健全化判断比率及び公営企業ごとの資金不足比率を報告するものです。

健全化判断比率

比率名	平成25年度	平成24年度	早期健全化基準	財政再生基準	県内市町村平均
実質赤字比率	—%	—%	15.0%	20.0%	—%
連結実質赤字比率	—%	—%	20.0%	40.0%	—%
実質公債費比率	14.5%	14.9%	25.0%	35.0%	9.8%
将来負担比率	48.6%	72.2%	350.0%		55.0%

算定の結果

実質公債費比率は、前年度までの町債の繰上償還や借り換えにより元利償還金が減少したため、14.5%(対前年度△0.4%)となりました。また、将来負担比率は、町債残高が減少したため、48.6%(対前年度△23.6%)となりました。資金不足比率は、いずれの公営企業会計も資金不足は生じていないため該当しませんでした。今後は県内市町村の平均に近づけるよう努めます。

実質赤字比率

福祉、教育、まちづくりなどを行う地方公共団体の一般会計の赤字額の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

連結実質赤字比率

すべての会計の赤字と黒字を合算し、その団体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての運営の深刻度を示します。

実質公債費比率

借入金の返済及びこれに準ずる額の大きさを指標化し、数値が高いほど資金繰りが危険であることを示します。

将来負担比率

地方公共団体の一般会計の借入金(地方債)や将来支払っていく可能性のある負担などの現時点での残高の程度を指標化し、数値が高いほど将来財政運営を圧迫する可能性が高いことを示します。

いばらき高齢者優待制度を12月から実施するに当たり、 協賛していただける店舗(施設)を 募集します！

1 いばらき高齢者優待制度とは

県内の65歳以上の高齢者が、協賛店舗において優待カードを提示することにより、割引やポイント加算等の優待の特典が受けられる制度です。

優待内容は、協賛店舗において、負担にならない範囲で自由に設定できます。

(サービス例)

- 料金の割引 ■毎週〇曜日はスタンプ2倍サービス
- 飲み物サービス ■〇〇円以上お買い上げで〇〇プレゼント など

2 協賛店舗(施設)になると

- 高齢者に優しい店舗として、イメージアップが図れます。
- 携帯電話からも検索できる専門サイトで、各店舗情報の紹介やHPリンクを行い、広く県民のみなさんにPRを行います。
- 協賛店舗の目印として、ステッカーを配布します。

※登録にかかる費用の
負担はありません。

3 優待カードとは

- 提示することで料金割引等の特典が受けられます。
- カード裏面は緊急時の連絡用として活用いただけます。
- 市町村、地域包括支援センター窓口で受け取れます。

募 集 期 間 第1期募集：10月15日(水)まで
 第2期募集：10月16日(木)から随時受け付け

※第1期募集にお申し込みいただきますと、お申し込みいただいた協賛店舗一覧(パンフレット)に掲載します。

○協賛店舗の登録は、茨城県保健福祉部長寿福祉課の専用のホームページからお申し込みいただけます。

専用ホームページ <http://senior.pref.ibaraki.jp/>

○インターネットをご利用でない場合は、協賛申込書がありますのでご記入の上、宛先まで郵送またはFAXでお送りください。(店舗写真を掲載する場合は、専用ホームページからのお申し込みとなります。)

協賛申込書は、役場の健康福祉課窓口(6番)にあります。また、茨城県保健福祉部長寿福祉課のホームページからもダウンロードできます。

ホームページ <http://www.pref.ibaraki.jp/bukyoku/hoken/kofuku/kofuku.htm>

○お問い合わせ

健康福祉課 高齢者支援 G ☎(84)0006(直通) FAX(84)1478

浄化槽の管理はきちんと行いましょう

10月1日は

「浄化槽の日」です

「浄化槽の日」は、昭和60年10月1日に「浄化槽法」が施行され、浄化槽の普及・促進及び浄化槽法の周知徹底を通じて、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質保全を目的として、当時の建設省、厚生省、環境庁の3省庁の主張により設けられました。

浄化槽を設置されている方については、浄化槽が正しく動作するように日頃からきちんと管理しましょう。

浄化槽を使用している方へ

浄化槽は、微生物などの働きを利用して汚水をきれいな水にする装置です。そのため、浄化槽の機能を十分に発揮させるために適正に機能するように管理者が保守点検・清掃を行い、また、年1回の法定検査を行わなければ

ならないことが浄化槽法で義務付けられています。

保守点検について

浄化槽の機能が発揮できるように、槽内の機器、ブロー

(送風機)やタイマーなどの点検調査が必要です。また、消毒剤を定期的に補給し、放流先が不衛生にならないようにすることも重要な作業です。

この作業は、茨城県に登録されている浄化槽保守点検業者に委託してください。

また、保守点検回数は設置している浄化槽の種類によって異なりますので、ご確認ください。

清掃について

浄化槽内に溜まった汚泥などを抜き取るのが清掃です。定期的に実施しないとせっかく浄化した処理水に汚泥が混じって流出してしまったり、浄化槽から汚泥があふれてしまい、周辺住民へ迷惑を掛けてしまったりすることがあります。清掃は、毎年1回以上必ず実施してください。

ただし、全ばつ気方式浄化槽は、6か月に1回以上実施してください。

この作業は、町で許可を受けた浄化槽清掃業者に委託してください。

町で許可を受けている浄化槽

清掃業者については、町ホームページで確認いただくか、生活環境Gまで電話にてお問い合わせください。

※全ばつ気方式とは、固液分離装置である沈殿分離室がない浄化槽のことです。

法定検査について

浄化槽の管理者等は、管理状況または設置状況について、次の法定検査を受けることが浄化槽法で義務付けられています。

この法定検査は、茨城県知事指定検査機関である「社団法人茨城県水質保全協会」にお申し込みください。

・設置後の水質検査(法第7条)

工事が適正に行われ、所期の性能が発揮されているかどうか、使用開始後3か月を経過した日から8か月の間に検査します。

なお、この検査の申込及び検査手数料は設置届時に収めていただく前納制度をとっています。

・定期検査(法第11条)

保守点検及び清掃が適正に行われ、継続して所期の性能が発揮されているかどうかを毎年1回検査します。

浄化槽の種類や維持管理について、改めて確認し、保守点検・清掃・法定検査を定期的に行いましょう。

一括契約システムについて

保守点検、清掃、法定検査を一括して契約できる「一括契約システム」があります。大変便利なシステムですので、ご利用ください。現在契約されている保守点検業者、清掃業者または(公社)茨城県水質保全協会にお申し込みください。

単独処理浄化槽から

合併処理浄化槽への転換

単独処理浄化槽は、トイレからの汚水のみを処理し、台所からの生活雑排水は、そのまま放流されてしまいます。生活雑排水も処理できる合併処理浄化槽に転換することで、汚れの量をおよそ8分の1に減らせます。身近な水環境の保全のため、合併処理浄化槽への転換をお願いします。

お問い合わせ

◆社団法人茨城県水質保全協会

☎029(291)4004

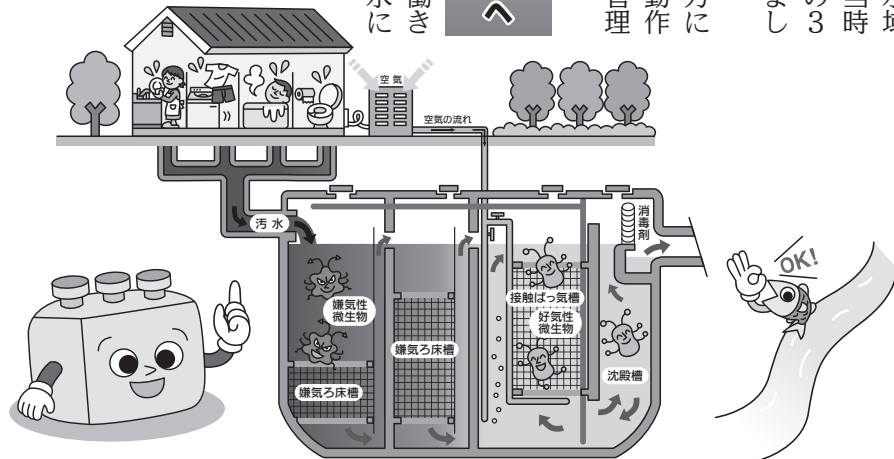
◆生活安全課 生活環境G

☎(84)3618(直通)

◆県西県民センター環境・保安課

☎0296(24)9134

浄化槽のしくみ



ごみの野焼きは

法律で禁止されています

ごみの野外焼却（野焼き）は、例外として認められている場合を除き、法律によって禁止されています。

野焼きによる煙、すす、悪臭は、ご近所に迷惑をかけるだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質の発生原因になります。また、特にこれからの時期は、空気が乾燥し、火災を引き起こす危険性もあります。

簡易焼却炉による焼却やドラム缶での焼却、ブロック積み焼却、穴を掘ったの焼却も野焼き行為とみなされ、処罰の対象になります。

家庭や事業所から出るごみは、正しく分別を行い、決められた方法で適正に処理しましょう。

野焼きの例外

野焼きの例外としては、次の6項目があります。

① 構造基準を満たした焼却炉による焼却行為
（県知事の許可を受けている特定小型焼却炉）

② 災害の予防や応急対策、復旧のために必要な焼却
（災害時の木くず等の焼却や消防防災訓練による焼却など）

③ 風俗慣習上または宗教上の行事を行うために必要な焼却
（どんど焼き、かがり火、たいまつなど）

④ 教育活動の一環として行われる焼却行為
（キャンプファイヤー、土器の製作に伴う木くずの焼却、飯ごう炊飯による焼却など）

⑤ 農業、林業、漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる焼却行為
※ 廃ビニールの焼却は不可

※ 稲わら等の有効活用に関しては、広報ごか9月号へ掲載されていますので、参考にしてください。

⑥ たき火その他日常生活を営む上で通常行われる燃焼行為であって軽微なもの
（落ち葉たき等）
※ 一般家庭から出る生活ごみは不可

これらの例外にあてはまる野焼きをする場合でも、周辺への生活環境には十分配慮して、ご近所の迷惑にならないようお願いいたします。

役場では、野焼きによる苦情（相談）があった場合には、訪問して野焼きの即中止、または改善指導を行い、みだりに焼却しないよう指導しています。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

あなたの飼い犬・猫がご近所から好まれるようにしましょう

近年、犬・猫によるふんやいたずらなど様々な苦情が寄せられます。近所の迷惑にならないように、飼い主のきちんとした管理が必要です。

茨城県では、「あなたの街を犬のふんゼロ・放し飼いゼロにしよう」をテーマに、10月を飼い主マナー向上推進月間と位置付けていますので、適正な飼育に関する普及啓発が図れるよう、飼い主の方のご理解ご協力をお願いします。

犬の飼い方とマナー

① ふんはビニール袋に入れて持ち帰りましょう

ペットのふんの後始末は、飼い主の義務です。
ふんの中の寄生虫や病原菌で病気になる危険があります。
環境美化に努め、ふんゼロを目指しましょう。

② ノーリードで散歩しないようにしましょう

ノーリードで散歩すると、飼い犬が道路に飛び出し、交通事故にあってしまうなど多くの危険があります。
公園内等においても、ノーリードにしないよう心がけましょう。

猫の飼い方とマナー

① 飼い猫はできる限り室内で飼いましょ

屋外は、交通事故、感染症、猫どうしのけんかなど多くの危険があります。

また、近所の家で糞をしたり、畑を荒らしたり、車の上に乗ってキズをつけてしまうなど、近所の迷惑にもなりかねません。

② 飼い猫には首輪と名札または鑑札を付けましょう

迷い猫の連絡が入った時に、飼い主へ連絡することができま

◎ 県や町では、迷い猫等の捕獲・駆除は実施していません

迷い猫等が庭に寄りつかないようするには、ホームセンターなどで販売している迷い猫等避けグッズの他に、忌避剤や木酢液、コーヒー豆のかす、タマネギの薄切り、赤トウガラシを刻んだものなどを庭にまくと効果があるといわれています。

お問い合わせ

生活安全課 生活環境G
☎(84)3618（直通）

814 江川納涼会

江川天満宮にて



やぐらを中心に、太鼓の音が
鳴り響き大勢の方が
踊りに参加し、夏の
暑さを吹き飛
ばしました。



96 五霞中学校体育祭

当日は、生徒一人ひとりが練習の成果を十分に発揮し、
会場は大いに盛り上がりました。とても思い出に残る体育祭と
なりました。

つめたい!

真剣な戦い!!

THE 騎馬戦

ゴール♪

リレー

勝負

背中渡り

アイスランニング

力を競え!

寄附がありました

7月、斉藤武さん(冬木在住)か
ら、ふるさと寄附金として、10
0,000円の寄附がありました。
ご厚志に対し厚くお礼申し上げ
ます。

社会を明るくする運動

7月23日、道の駅「ごか」にお
いて五霞町保護司会主催による
「社会を明るくする運動」が行わ
れました。この運動は、犯罪の防
止と罪を犯した人たちの更生につ
いて理解を深め、犯罪や非行のな
い明るい社会を築こうとする全国
的な運動で、毎年7月を強化月間
としているものです。
当日はチラシなどを配りながら、
犯罪や非行の防止を呼びかけまし
た。



圏央道見学会

9月8日、圏央道事業敷地内（江川地内）において、東西小学校5・6年生を対象に、社会科学見学の一環として、圏央道見学会に143名が参加しました。

当日は、国土交通省の職員の方などから圏央道事業の概要説明や体験学習として、鉄筋の組み立て、高所作業車を使った高所ゴンドラ乗車などを体験し、また、実際の開通前の現地見学などを行いました。

児童たちは、普段体験できない土木作業など貴重な体験をしました。



高齢者向け悪質商法被害防止出前講座を実施しました



9月10日、ひばりの里において、高齢者向け悪質商法被害防止の出前講座を実施しました。

高齢者を狙った悪質商法の被害が後を絶たないことから、町消費生活相談員の松橋さんが、DVDを用いて、悪質商法の被害の実態について分かりやすく説明しました。

当日、ひばりの里で集まりがあった老人クラブの会員の方が参加し、松橋さんの説明に聞き入っていました。

一人暮らしや、昼間自宅で留守番をしている高齢者を狙った被害が増えていますので、ご注意ください。

全国中学校水泳競技大会へ出場しました

8月21日～23日に、高知県高知市において、平成26年度全国中学校体育大会、第54回全国中学校水泳競技大会が開催され、五霞中学校3年堀山砂月さんが400m、800mの自由形の2種目に出場しました。

堀山さんは茨城県大会で全国標準タイムを上回り優勝、全国大会への切符を見事にしました。

今回、800mでは全国13位の成績を収めるなど素晴らしい活躍を見せました。

「自己ベストが更新できてとてもうれしかったです。しかし、決勝進出という目標が果たせなかったことが心残りです。来年は、今以上に練習に集中し、インターハイ出場を目指します。」と力強く語ってくれました。

堀山さんの今後の活躍が期待されます。



まち・体育協会関係大会結果

第34回体協会長杯争奪

○期日 7月21日～9月14日

○場所 五霞中学校野球場

○参加 14チーム



結果 優勝 原宿台B
準優勝 加藤製作所ラインズ
第3位 元栗橋（本田） 山王山
優秀選手 飯原 一真 選手

第28回北関東

ゲートボール選手権大会

○期日 8月30日・31日

○場所 前橋市設ゲートボール場



第3位グループ第1位
県代表として出場した五霞クラブ

児童館 こどもの ひろば

10月の行事予定

●西児童館 ☎(84)2321

・ちびっこ広場 3日(金)
・ドッジボール大会 6日(月)
・公園でスタンプラリー

・ちびっこ広場 8日(水)
・避難訓練 17日(金)
・手作りクッキング 21日(火)
・ハロウィン祭り 23日(木)
30日(木)

●南児童館 ☎(84)3456

・ドッジボール大会 1日(水)
・ママといっしょ 9日(木)
・空き缶つみ 15日(水)
・みんなでクッキング 21日(火)
・ママといっしょ 23日(木)
・ハロウィン 31日(金)

スライム作り ~南児童館~



8月20日、南児童館において「スライム作り」を行いました。ホウ砂液にポスターカラーで色を付け、せんとく糊を加え一気にかきまぜます。すると、だんだん固まってきて、きれいなスライムができあがりました。水色やピンク、むらさき色など自分で作ったスライムをトローンと伸ばしてみたり、みんなでひんやりした感触を楽しみました。

うちわ作り ~西児童館~



8月8日、西児童館において「うちわ作り」を行いました。無地のうちわに折り紙で動物を折って貼ったり、さくら紙で花を作ったり、リボンテープを持ち手にかわいく巻いたり、いろいろな飾り付けをして思い思いのうちわができました。涼しさをはこぶのはもちろんですが、飾りとしても楽しめるうちわができあがりました。

思いやりの心で明るい社会を

五霞・境人権教育研修会が開催されました

8月6日、中央公民館において、五霞・境人権教育研修会が開催されました。当日は、両町教育委員をはじめ教職員のみなさんなど206名が参加しました。

講師に部落解放同盟鳥取県連合会女性部副部長の坂田かおり先生をお招きし、「この子たちの笑顔に逢いたくて〜いのち・語り・つながる同和教育〜」と題してご講演をいただきました。

先生の学生時代の経験や結婚後に受けた経験などから「黙っていても差別はなくなるならない」ことを痛感し、自らが人権啓発を行うことにより部落差別をなくす活動に尽力するまでの経緯や子育てにおける苦悩や葛藤の中で「全ての差別をしない子に育てたい」と育児を行ってきたお話しをしていただきました。

臨場感あふれる先生のお話にみなさん聞き入っていました。その中でも「差別によって命を落とすことがないよう『命を輝かせるための教育』が必要であり、差別をしない子どもたちを育てる」という言葉が分かりやすく、貴重な体験談を拝聴でき、人権に対する理解が深まりました。

講演終了後には、人権啓発映画として「虹のかけ橋」の上映が行われました。この作品は、人々の無理解から生じる同和問題という、いわれのない差別に対し、差別のない社会の実現を決意する中学生を描いた映画であり、人権問題について正しい理解を深める研修となりました。



(No.469)

ごかの お知らせ

お知らせ

**10月1日から小児マル福
が改正されました**

(町民税務課)

県と町が一体となつて行っている、妊産婦・小児・ひとり親・重度心身障害者の方々への医療福祉費の助成(マル福)のうち、小児マル福が次のように改正されました。

【改正①】

対象年齢が「小学6年生まで」から「中学3年生まで」に拡大となりました。

(※所得制限あり)

【改正②】

外来自己負担金の還付が未就学児までに縮小となりました。

新たに申請が必要となる方には、個別に通知をしております。まだ申請をされていない方は、早め手続きをお願いします。

※1 外来自己負担金：1医療機関1回600円(月2回まで)を自己負担金として医療機関へお支払いいただくものです。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G
☎(84) 1965 (直通)

行政相談週間

(総務課)

行政相談週間(10月20日～26日)が始まります。

毎日の暮らしの中で、分かりづらい道路案内標識の改善、施設等をバリアフリーにしてほしいなど、困っていることはありませんか。

このような時は、行政相談員にご相談ください。町では、細井博さんが行政相談員として活動しております。

また、合同相談会及び町行政相談所が次のとおり開設されます。ご相談は、無料・秘密厳守ですので、お気軽にご相談ください。

○合同相談

日時 10月29日(水)

午前10時30分～午後3時

◆場所

下妻公民館 2階大会議室
◆参加機関(予定)

水戸地方方法務局、茨城労働局、日本年金機構下館年金事務所、茨城県、茨城県警察本部、下妻市、茨城県弁護士会、茨城司法書士会、関東信越税理士会茨城県支部連合会、行政相談委員、茨城行政評価事務所

○町行政相談所

◆日時

10月22日(水)

午後1時30分～午後4時

◆場所 ひばりの里

○お問い合わせ

◆総務省茨城行政評価事務所
行政相談課

☎0570-090110

◆総務課 秘書広報G

☎(84) 1111 (内線214)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請を忘れていませんか

(健康福祉課)

臨時福祉・子育て世帯臨時特例給付金の申請期間を、平成27年1月5日(月)まで延長します。申請がお済みでない方は、早め申請をお願いします。

※申請書は、給付対象者の方へ6月末に郵送しています。

(申請書を紛失してしまった場合は、役場にて再交付します。)

【臨時福祉給付金】

・申請、受給者の本人確認書類(運転免許証等の写し)

・通帳の写し

※65歳未満の方で年金を受給されている方は、6月に年金機構から送付された「年金額改定通知書」の写し

【子育て世帯臨時福祉給付金】

申請、受給者の本人確認書類(顔写真のある証明証の写し)

○お問い合わせ

健康福祉課 社会福祉G
☎(84) 0006 (直通)

五霞町消防協力金にご協力ありがとうございました

(生活安全課)

町民のみなさんには、行政区を通じて消防団の活動支援として964,200円の拠出金をいただきました。ありがとうございました。

みなさんからご協力いただいた拠出金は、消防団の活動資金の一部に役立てさせていただきます。

今後とも消防団活動に対し、ご理解とご支援をお願いします。

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G
☎(84) 3618 (直通)

インフルエンザ予防接種 のお知らせ

(健康福祉課)

【高齢者の方】

○接種期間

10月1日(水)～

平成27年1月31日(土)

○対象者

①接種日に65歳以上の人

②接種日に60歳以上65歳未満で

心臓や腎臓、呼吸器に重い病

気のある方(身体障害者手帳

または医師の診断書が必要で

す。)

○接種方法

町の委託医療機関(猿島郡内

及び古河市の医療機関等)に予

約し接種

※県外で接種する場合、町との

委託契約医療機関であれば同

じ公費負担額で助成されます。

予診票は保健センターで配布

しています

※やむを得ず、町と協定を締結

していない医療機関で接種さ

れた方は、支払った接種料金

のうち助成金額分を払い戻し

します。保健センターで手続

きをしてください。

○助成金額(1人1回まで)

2,000円

(接種料金が2,000円に満

たない場合はその金額)

○医療機関へ持参するもの

年齢確認できるもの(健康保

険証等)

【身体障害者手帳をお持ちの方】

○接種期間

10月1日(水)～

平成27年1月31日(土)

○対象者

本町に居住し、身体障害者手

帳(1・2・3級)を交付され

ている方

○接種方法

かかりつけ医等で接種

○助成金額

2,000円

(接種料金が2,000円に満

たない場合はその金額)

○助成金申請方法

次のものをお持ちのうえ、保

健センターで申請してください。

・身体障害者手帳

・認印

・医療機関が発行した領収書

(レシート不可)

○申請期間

10月1日(水)～

平成27年2月27日(金)

※土日、祝日を除く。

※詳しくは、保健センターに確

認してください。

○お問い合わせ

保健センター

☎(84)1910

就学時健康診断を実施し ます

(教育委員会)

教育委員会では、平成27年4

月から小学校に就学予定のお子

さまを対象に、就学時健康診断

を実施します。これは、心身と

もに健康な小学校生活を送って

いただくために必要な健康診断

です。対象となるお子さまの保

護者には、「就学時の健康診断の

実施について」の通知書を送付

しましたので、ご確認のうえ、

受診してください。

なお、やむを得ない理由で実

施日に受診できない方や転居予

定の方は、事前に教育委員会学

校教育Gまでご連絡ください。

○実施日

東小学校 10月17日(金)

西小学校 10月22日(水)

○時間

受付 午後1時

開始 午後1時30分

○場所

入学予定小学校

○対象者 平成20年4月2日から平成21

年4月1日までに生まれた方

○お問い合わせ

教育委員会 学校教育G

☎(84)1462(直通)

第65回消防ポンプ操法競 技大会県西地区大会が開 催されます

(生活安全課)

消防ポンプ操法大会は、消防

団員の強固な消防精神を養成、

厳正な規律、確実な団体行動の

徹底を図り、火災現場において、

迅速かつ的確に消火活動にあた

る団員の育成を目的に、消防ポ

ンプ操法の技術を県西地区の市

町から10チームが出場して競い

ます。

当町からは、五霞町消防団を

代表し、第3分団から6名が出

場します。

第3分団では、5月から大会

に向けて訓練に励んでいます。

大会当日は、町民のみなさん

も家族そろって見学にお出かけ

ください。

○日時

10月19日(日)

午前9時から

○場所

古河市中央運動公園

イベント広場

○お問い合わせ

生活安全課 くらし安心G

☎(84)3618(直通)

道路工事の実施について

(都市建設課)

町道の補修工事を次のとおり実施します。工事期間中は通行止め等で大変ご迷惑をおかけしますが、ご理解ご協力をよろしくお願いします。

町道8号線道路舗装補修工事

○工事期間 11月中旬まで

○工事箇所 幸主地内

○施工業者

・第5工区 小沢道路(株)
・第6工区 (株)五霞建設



○お問い合わせ

都市建設課 建設管理 G
☎(84) 3347 (直通)

量水器の交換について

(上下水道課)

平成18年度に設置された量水器は、計量法に基づく検定期間が切れますので、次のとおり交換工事を実施します。

交換の対象となるご家庭には、「量水器交換のお知らせ」の通知を別途、はがきにより送付します。

作業時の立会いの必要はありませんが、敷地内に立ち入りますので、あらかじめご了承ください。

なお、交換工事は町が委託した指定工事店が行います。また、作業時には町発行の受託証明書を持参しています。

○交換期間

10月11日(土)～20日(月)

○交換費用 無料

○お問い合わせ

上下水道課 水道 G
☎(84) 3000 (直通)

農用地区域からの除外申請を受付します

(産業課)

農用地区域内にある農地を農地以外(宅地や資材置場など)として利用する場合は、農用地区域からの除外手続きが必要です。除外した後、さらに農地転用、開発許可申請等も必要にな

ります。

申請のあった土地の要件や他法令との関係から、必ずしもご希望に添えない場合があります。受付は年3回(2月・6月・10月)です。提出書類は要件により異なりますので、スムーズに手続きが行えますよう申請前にご相談ください。

○受付期間
10月1日(水)～31日(金)

○受付場所
産業課

【農振除外の申請受付を一時中断します】

農業振興地域整備計画の総合見直しに伴い、次の期間中農用地区域からの除外申請受付を一時中断します。

○受付中断期間

平成26年11月1日から平成28年3月31日まで

※今回の申請受付(平成26年10月)が最終となりますのでご注意ください。

※関係機関との協議等の進捗状況によっては、見直し完了が予定より遅れることもありま

すので、あらかじめご了承ください。

○お問い合わせ

産業課 地域振興 G
☎(84) 2582 (直通)

相談

消費生活相談窓口

(産業課)

専門の相談員が町民のみなさんの消費生活に関する問題やトラブルなどの相談に応じ、解決に向けたお手伝いをします。

専門の相談員への相談は無料で、秘密は厳守いたします。

お気軽にご活用ください。

○日時 10月8日(水)

午前9時～午後4時30分

(ただし、正午～午後1時を除く)

○場所 ひばりの里

○お問い合わせ

産業課 地域振興 G
☎(84) 2582 (直通)

生活相談

(総務課)

隣保事業(生活相談員)による生活相談(人権・福祉・教育・就業等)を実施しています。個人の秘密は厳守されますので、お気軽にご相談ください。

○相談場所

◆ふれあいセンター
◆堀之内集会所

※各相談所の相談日時等については、ふれあいセンターまでお問い合わせください。

○お問い合わせ

ふれあいセンター
☎(84) 3595

募 集

「わくわく元気づくり」ウォーク大会

(健康福祉課)

無理のないウォーキングで、体力アップ、メタボリックシンドロームを予防・解消しましょう。

○日時 10月17日(金)

午前9時～午後2時

○場所

下妻市 砂沼運動公園遊歩道
茨城県指定ヘルスロード
(6～7 km程度)

○対象者

町内在住の40歳以上の方

○定員 20名(先着順)

○お申し込み期限

10月8日(水)まで

○お問い合わせ

保健センター ☎(84)1910



10月1日～7日は「公正証書週間」です

法務省の支援のもと、全国一斉に「公正証書週間」が実施されます。大切な人に財産を遺すには、公正証書で遺言を残しておけば

安心です。遺言内容をどうしようか悩んだらご相談ください。電話予約も可能です。

なお、公正証書の作成に関するご相談は、公正証書週間だけでなく、いつでも無料です。

○お問い合わせ

下館公証役場

☎0296(24)9460

多重債務相談窓口、投資勧誘相談窓口をご利用ください

水戸財務事務所では、地域のみなさんからの相談を無料で受け付けています。お気軽にご相談ください。

○連絡先 財務省 関東財務局

水戸財務事務所

①多重債務相談(借金の返済、高金利貸付、悪質取立)

平日 午前8時30分～正午

午後1時～4時30分

☎029(221)3190

②投資勧誘相談(未公開株、社債、ファンド)

平日 午前8時30分～正午

午後1時～5時

☎029(221)3195

被害者支援事業にご協力をお願いします

公益社団法人いばらき被害者支援センターは、犯罪の被害に遭われた方やご遺族の、被害か

らの回復を支援している「犯罪被害者等早期援助団体」に指定された公益社団法人です。

被害者やご遺族に対し、電話相談、直接的支援、自助グループ支援などを行っています。

これらの活動を続けるために、賛助会員、ご寄附、被害者支援自動販売機設置等財政的支援をお願いいたします。

○お問い合わせ

茨城県公安委員会指定犯罪被害者等早期援助団体

公益社団法人いばらき被害者支援センター 事務局

☎029(232)2738

ダメ！不正軽油

(町民税務課)

ディーゼル車に使用する軽油には、1リットルあたり32・1円の軽油引取税が課税されており、みなさんの生活の向上のために使われています。

ところが、軽油に灯油や重油等を混ぜて「不正軽油」を製造している人、それを販売・購入している人、または軽油の代わりに灯油や重油等をそのまま車の燃料として使用している人がいます。

このような不正軽油の行為は犯罪であり、脱税となります。不正軽油の使用を見かけたら、ご一報ください。

不正軽油の製造

10年以下の懲役または1,000万円以下の罰金(併科)

○お問い合わせ

茨城県筑西県税事務所

課税第一課 軽油引取税担当

☎0296(24)9192

人工肛門・人工膀胱保有者のためのオストミー講習会について

(健康福祉課)

○日時 11月16日(日)

午前10時～午後2時30分

(午前9時30分受付開始)

○場所 古河市福祉の森会館

2階研修室

(古河市新久田町271-1)

○内容

◆講演会及び相談

講師 大竹和歌子先生

(皮膚排泄ケア認定看護師)

茨城西南医療センター病院)

◆オストミー同士の懇談会

◆ストーマ用装具展示・説明

○参加費

1,000円(昼食代含む)

○お申し込み期限

11月9日(日)まで

○お申し込み

日本オストミー協会茨城県支部

西部地区センター総務

鈴木徳男 ☎(76)6511

携帯

090-5399-0398

清水丘聖地霊園使用者の募集

清水丘聖地霊園において、区画の使用者を募集します。

○募集区画 7区画

○申込書配布期間

10月24日(金)～11月7日(金)

午前8時30分～午後5時

○申込期間

10月31日(金)～11月7日(金)

午前8時30分～午後5時

○抽選日

11月9日(日) 午前9時から

○申し込み資格

申し込み日時点で6か月以上五霞町に住居登録し、現在も居住している方で本人または世帯員が当霊園の使用許可を受けていない方。申込者は世帯主とし、1世帯1区画とします。

○必要書類

①墓地使用許可申請書

②住民票(謄本)の写し

(発行後1か月以内のもの)

※世帯全員、世帯主及び定住年月日が記載されていること

③印鑑(認印可)

詳細は、さしま環境管理事務所組合までお問い合わせください。

○お申し込み・お問い合わせ

さしま環境管理事務所

総務課

☎(87)0609

経営革新セミナー受講者募集について

○日時

【集合研修】

10月1日(水)、10日(金)、17日(金)

【個別研修】

・1グループ

10月22日(水)

11月5日(水)、19日(水)

・2グループ

10月29日(水)

11月12日(水)、26日(水)

※グループはどちらを選択しても構いません。

時間はいずれも午後6時30分から8時30分までの予定です。

○内容

新商品の開発に取り組みたい、新サービスの提供を考えているなど、新たな取り組みを行い、経営の向上を図ることが経営革新です。自社の事業計画の見直しや夢を実現するための方法など本分野専門講師が解説します。

○定員 20名

○受講料 5,000円

○会場 境町商工会会館

○お申し込み方法

商工会(多目的センター内)にあります申込書に受講料を添えてお申し込みください。

○お問い合わせ

五霞町商工会 ☎(84)0777

茨城県の最低賃金が改定されました

茨城労働局では、茨城県最低賃金を時間額729円(昨年度額より16円引上げ)に改定されました。

10月4日(土)から茨城県内の全産業・全労働者に適用されます。賃金額が茨城県最低賃金を下回る雇用契約は、労使双方の合意であっても、最低賃金法により賃金額については無効とされ、最低賃金額と同額の契約をしたものとみなされます。

詳細は、茨城労働局労働基準部賃金室または最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

○お問い合わせ

茨城労働局 労働基準部 賃金室

☎029(224)6216

茨城をたべよう! 県西うまいもんフェアが開催されます

茨城県では、県西地域の農畜産物・加工品の販売や旬の野菜を使った料理等を来場者に提供し、県西地域の農業を紹介・PRすることで、消費者に対する県西地域の農業への理解を深めることを目的として「茨城をたべよう! 県西うまいもんフェア」を開催します。

当町では、道の駅「ごか」の売れ筋商品であるローズポークまんもとローズポークシウマイを販売します。

みなさまのご来場をお待ちしています。

○日時 10月26日(日)

午前10時～午後4時

○場所 イーアスつくば

カツラギロード

○住所 茨城県つくば市

研究学園C50街区1

○イベント内容

・県西の農畜産物PR

・県西うまいもん市場(マルシェ)での農産物等の販売

・その他ゆるキャラ等による各種イベントを開催

○主催 いばらき県西農産物

フェア実行委員会、

イーアスつくば

○お問い合わせ

茨城県西農林事務所

企画調整部門 企画調整課

☎0296(24)9164

一定の病気等に係る運転免許制度の見直しについて

次のとおり運転免許制度の見直しが行われましたので、ご注意ください。

(平成26年6月1日施行・改正道路交通法)

1 免許を取得または更新する

方は、一定の病気等の症状に関する「質問票」の提出が義務化されました。この「質問票」に虚偽の記載があった場合は、罰則が適用されることとなります。

2 医師は、診察した者が一定

の病気等に該当すると認知した場合、任意に警察へ届け

ることができず。

3 一定の病気等に該当する疑

いがあると認められる時には、免許の効力が暫定的に停止されることとなります。

◎「質問票」の記載内容により、直ちに、運転免許の取消し等にはなりません。

◎運転免許取消しとなった場合でも、症状が快復し、運転免許を再取得することができ

る状態になった際には、試験の一部が免除されます。(取消しとな

った日から、3年以内に限ります。)

◎病気等で、自動車等の運転に不安がある方は、警察署または運転免許課「運転適性相談

窓口」へご相談ください。

○お問い合わせ

境警察署 ☎(86)0110

茨城県警察本部運転免許課

☎029(293)8811

10月の夜間収納窓口

平日の日中、お仕事等で町税等の納付ができない方や納税相談へお越しになれない方のため、次のとおり町税等の収納窓口の受付時間を延長しております。ぜひご利用ください。

○開設日 10月31日(金)

午後5時15分～午後7時

○場所・お問い合わせ

対象税等	町税等	介護保険料	上下水道料金 下水道 受益者負担金
担当課(場所)	町民税務課 (役場)	健康福祉課 (役場)	上下水道課 (川妻浄水場)
担当グループ	税務G	高齢者支援G	水道G 下水道G
電話	☎(84)1966	☎(84)0006	☎(84)3000

The 健康応援隊!.....♡

注意!! 内臓脂肪

特定健診等を受けられ、昨年より体重や腹囲が増えたという方も多いと思います。

BMI(体格指数)は肥満の程度を示しており、25以上は肥満です。また、腹囲が男性では85cm以上、女性では90cm以上あると内臓脂肪面積100cm²以上に相当するといわれています。

内臓周辺に蓄積する脂肪は、血液中の脂質濃度を高め、すい臓から分泌されるインスリンの働きを低下させます。(インスリン抵抗性)さらに、肥満細胞からは血圧を上昇させる物質が分泌されます。その結果、高血圧、高血糖、脂質異常症を引き起こし、これらが重なった状態をメタボリックシンドロームと言います。

放置しておくと、10〜20年の経過を経て脳梗塞、心筋梗塞、糖尿病合併症(糖尿病性腎症、糖尿病性網膜症等)となる可能性が高くなります。しかし、これらは内臓脂肪を減らすことで改善されます。

体脂肪計を購入する家庭も増え、体脂肪率が簡単に測定できるようになりました。体脂肪率は、体内の水分量等で変動するので、食後2時間以上あけ、同じ時刻に測定することが望ましいです。また、内臓脂肪を正確に知るには、病院で腹部CT検査を受ける必要がありますが、内臓脂肪の測定機能をもつ体重体組成計によって、内臓脂肪型肥満の可能性(レベル)を知ることが出来ます。

成人健康相談	
10:00~11:30	
10月14日(火)	
11月11日(火)	
12月9日(火)	
1月13日(火)	
2月10日(火)	
3月10日(火)	

(健康福祉課 保健師)

学校コーナー

いきいき生涯学習

体験! 発見! 挑戦!

五霞っ子体験交流教室

(5年生)

五霞東小学校

五霞町では、昭和63年から東西小学校と千葉県九十九里町の小学校との交流教室を実施しています。今回は、海辺でしかできない貴重な体験の感想を特集します。

織原 万実

海に入り、波が大きくなった時に、口の中に海水が入り塩辛かったです。でも、波が打ち寄せてくるのを見ると、ワクワクしました。砂アートは、エイにしました。みんなで協力し合って塩水で固まらせて、いい感じの大きなエイが完成しました。少し乗ってもくずれないくらいがんばりました。結果は残念ながら2位でしたが楽しかったです。またやりたいです。



私が九十九里で一番楽しかったのは、きもだめしです。きもだめしは、前半後半で分けました。私は前半は、驚かす方をやりました。ことみさんとペアを組んでやりました。でも、クモの巣があつて大変でした。後半は、まいかさんに驚く前にジェリカさんと亜美理さんといっしょに大笑いしたことが楽しかったです。

鈴木 希望



谷古 亜美理

2日目の朝に、地引きあみをやりました。つなをしつかり持つて引く張るのがすごく大変でした。でも、魚がけっこうとれました。子どものサメや大人と赤ちゃんのエイがとれました。さわると魚はぬるぬるしていたけれど、子どものサメはザラザラしていました。地引きあみは、大変だったけど全力を出し切って、感動体験ができて楽しかったです。

ご意見・ご要望をお待ちしています。

あて先

●町長(直通)

FAX 84-1550

●総務課広報担当

☎84-1111(内線214)



10月の納税

納期限: 10月31日(金)です

町 県 民 税 3	期 町民税務課 税務G	☎84-1966
国民健康保険税 4	期 町民税務課 税務G	☎84-1966
後期高齢者医療保険料 4	期 町民税務課 税務G	☎84-1966
介護保険料 4	期 健康福祉課 高齢者福祉G	☎84-0006
保 育 料 10月分	健康福祉課 社会福祉G	☎84-0006

人口と世帯

9月1日現在 住民基本台帳から
()内は外国人登録で内数

総人口	9,186人 (124人)
前月比	-3人 (+4人)
男	4,609人 (45人)
女	4,577人 (79人)
世帯数	3,208世帯 (68世帯)

日	月	火	水	木	金	土
			1 可燃ごみ パパママ教室① (保健センター) ドッジボール大会 (南児童館)	2 びん類・ペットボトル ふれあいハート教室 (保健センター)	3 可燃ごみ すくすく相談 (保健センター) わくわく元気づくり (保健センター) ちびっこ広場 (西児童館)	4 パパママ教室② (保健センター)
5 第23回町民テニス大会 (町テニスコート)	6 可燃ごみ ドッジボール大会 (西児童館)	7 缶類 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	8 可燃ごみ 公園でスタンプラリー (西児童館) 消費生活相談窓口 (ひばりの里)	9 不燃性粗大ごみ ママといっしょ (南児童館)	10 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター)	11 第11回町民グラウンドゴルフ大会 (ごかみず公園) ごかりん祭 (道の駅ごか)
12 ごかりん祭 (道の駅ごか)	13 可燃ごみ 体育の日	14 紙類 成人健康相談 (保健センター) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター)	15 可燃ごみ 3歳児健診 (保健センター) 空き缶つみ (南児童館)	16 びん類・ペットボトル わくわく元気づくり ウォーク大会 (保健センター) ちびっこ広場 (西児童館)	17 可燃ごみ わくわく元気づくり ウォーク大会 (保健センター) ちびっこ広場 (西児童館)	18
19 第65回消防ポンプ操 法競技大会県西地区 大会 (古河市)	20 可燃ごみ 道の駅(定休日)	21 缶類 避難訓練 (西児童館) 親子ヨガ教室 (ふれあいセンター) みんなでクッキング (南児童館)	22 可燃ごみ 3歳児健診 (保健センター) 空き缶つみ (南児童館)	23 不燃ごみ 手作りクッキング (西児童館) ママといっしょ (南児童館)	24 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター)	25
26 町民ソフトボール大会 1日目 (中学校野球場 他) ファシリテーター養成講座 (ふれあいセンター)	27 可燃ごみ	28 可燃性粗大ごみ	29 可燃ごみ 3〜5か月児健診 (保健センター)	30 びん類・ペットボトル ハロウィン祭り (西児童館)	31 可燃ごみ わくわく元気づくり (保健センター) ハロウィン (南児童館) 町税等夜間収納 (各窓口)	

小児医療 西南: 茨城西南医療センター病院(境町) ☎87-8111 友愛: 友愛記念病院(古河市) ☎97-3000

輪番制 日赤: 古河赤十字病院(古河市) ☎23-7111 ※輪番日及び時間…月・火・水・木・金・土曜日: 午後6時〜午後11時
日曜日・祝日: 午前9時〜午後4時

小児輪番病院は、入院治療を必要とする子供の救急医療を行っています。受診される際は、医療機関に必ず事前に電話でご相談ください。
現在、当事業につきましては、休日や夜間における小児救急患者に対応するため、茨城西南医療センター病院及び友愛記念病院、古河赤十字病院のご協力を得て実施しております。

※輪番の実施時間外の外来につきましては、つくば市筑波メディカルセンター病院でも小児救急医療に対応しています。

▼茨城子ども救急電話相談 毎日の夜間/18時30分〜24時30分
休日の昼間/9時00分〜17時00分
※日曜・祝日・年末年始(12/29〜1/3)
すぐ受診させた方がよいのか、様子をみても大丈夫なのか不安な時は、ご相談ください。
電話番号: プッシュ回線の固定電話、携帯電話からは局番なしの「#8000」
その他の電話からは 029-254-9900

▼茨城県救急医療情報コントロールセンター
休日や夜間に救急対応している小児科の医療機関をお探しのときは、お問い合わせください。
☎029(241)4199 (年中無休/24時間)

我が家の主役
広報ごかでは、毎月「我が家の主役」と題し、3歳ぐらいまでのお子さまを掲載しています。このコーナーにあなたのお子さまを掲載してみませんか。ご希望の方は、総務課または町ホームページにあります応募用紙に写真を添えてお申し込みください。
また、写真の提出は、デジタルカメラなどのデータや現像写真でお願いします。
なお、掲載は受付順となっており、一度掲載された方は見送らせていただきます。
○お申し込み・お問い合わせ
総務課 秘書広報G ☎84-1111 (内線214)
このコーナーに掲載をご希望の方は、総務課(内線214)までお申し込みください。

東日本大震災義援金について

平成27年3月31日(日)まで受付期間を延長いたします。

引き続き、皆様のご協力をお願いします。お預かりした義援金は、日本赤十字社茨城支部に送金し、被災者への生活支援や見舞金に使われます。

○義援金送金額
1,222,332円(9月11日現在)

土曜窓口業務を行っています

土曜日(祝日を除く)の午前8時30分から正午まで一部窓口業務を行っています。ぜひご利用ください。

▼申請・請求できる方▼

住民票 ……本人及び同一世帯の方

戸籍謄本・抄本 ……本人かその配偶者、直系尊属、直系卑属の方

印鑑証明 ……印鑑登録証をお持ちの方

※住民票、戸籍謄本・抄本は、委任状をお持ちの方も申請できます。

○お問い合わせ 町民税務課 町民G ☎84-1965(直通)



町民税務課